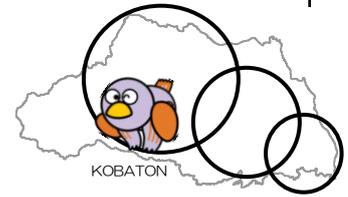


第3章

書式例



1 連携協約

- (1) 締結する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - ①議案例【例 1】 ②協議書例【例 2】 ③告示例【例 3】 ④届出書例【例 4】
- (2) 協約を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - ①議案例【例 5】 ②協議書例【例 6】 ③告示例【例 7】 ④届出書例【例 8】
- (3) 協約を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - ①議案例【例 9】 ②協議書例【例 10】 ③告示例【例 11】 ④届出書例【例 12】

2 協議会

- (1) 設置する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - ①議案例【例 13】 ②協議書例【例 14】 ③告示例【例 15】 ④届出書例【例 16】
- (2) 規約を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - ①議案例【例 17】 ②協議書例【例 18】 ③告示例【例 19】 ④届出書例【例 20】
- (3) 協議会を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ①議案例【例 21】 ②協議書例【例 22】 ③告示例【例 23】 ④届出書例【例 24】

3 機関等の共同設置

- (1) 設置する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
 - ①議案例【例 25】 ②規約例【例 26】 ③協議書例【例 27】 ④告示例【例 28】 ⑤届出書例【例 29】
- (2) 規約を変更する場合等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
 - ①議案例【例 30】 ②協議書例【例 31】 ③告示例【例 32】 ④届出書例【例 33】
- (3) 共同設置を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
 - ①議案例【例 34】 ②協議書例【例 35】 ③告示例【例 36】 ④届出書例【例 37】

4 事務の委託

- (1) 開始する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
 - ①議案例【例 38】 ③協議書例【例 39】 ④告示例【例 40】 ⑤届出書例【例 41】
- (2) 規約を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
 - ①議案例【例 42】 ②協議書例【例 43】 ③告示例【例 44】 ④届出書例【例 45】
- (3) 事務の委託を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
 - ①議案例【例 46】 ②協議書例【例 47】 ③告示例【例 48】 ④届出書例【例 49】

5 事務の代替執行

- (1) 開始する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
 - ①議案例【例 50】 ②協議書例【例 51】 ③告示例【例 52】 ④届出書例【例 53】
- (2) 規約を変更する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
 - ①議案例【例 54】 ②協議書例【例 55】 ③告示例【例 56】 ④届出書例【例 57】

- (3) 事務の代替執行を廃止する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
①議案例【例58】 ②協議書例【例59】 ③告示例【例60】 ④届出書例【例61】

6 一部事務組合

- (1) 設立する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・107
①議案例【例62】②規約例【例63】③協議書例【例64】④許可申請書例【例65】⑤告示例【例66】
- (2) 規約を変更する場合
・「共同処理する事務の変更」などの変更・・・・・・・・・・115
①議案例【例67】②協議書例【例68】③許可申請書例【例69】④告示例【例70】
・「構成団体の減少」などの変更・・・・・・・・・・119
①議案例【例71】②協議書例【例72】③許可申請書例【例73】④告示例【例74】
・「組合の名称」、「事務所の位置」、「経費の支弁の方法」のみの変更・・・・・・・・125
①議案例【例75】②協議書例【例76】⑤告示例【例77】④届出書例【例78】
- (3) 一部事務組合を解散する場合・・・・・・・・・・・・・・・・129
①議案例【例79】②協議書例【例80】③告示例【例81】④届出書例【例82】
- (4) 財産処分する場合・・・・・・・・・・・・・・・・133
①議案例【例83】②協議書例【例84】

7 広域連合

- (1) 設立する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・135
①議案例【例85】②協議書例【例86】③許可申請書例【例87】④告示例【例88】
- (2) 規約を変更する場合
・「共同処理する事務の変更」などの変更・・・・・・・・・・139
①議案例【例89】②協議書例【例90】③許可申請書例【例91】④告示例【例92】
・「構成団体の減少」などの変更・・・・・・・・・・143
①議案例【例93】②協議書例【例94】③許可申請書例【例95】④告示例【例96】
・「広域連合の名称」、「事務所の位置」、「経費の支弁の方法」のみの変更・・・・149
①議案例【例97】②協議書例【例98】⑤告示例【例99】④届出書例【例100】
- (3) 広域連合を解散する場合・・・・・・・・・・・・・・・・153
①議案例【例101】②協議書例【例102】③許可申請書例【例103】④告示例【例104】
- (4) 財産処分する場合・・・・・・・・・・・・・・・・157
①議案例【例105】②協議書例【例106】

【留意点】

- 本手引きで掲載していない手続きの規約については、地方自治法で定められている必要的記載事項を確認し、先事例を参考にしながら関係地方公共団体の協議に沿って作成してください。なお、「協議会」「機関等の共同設置（委員会）」「事務の委託」の規約例は、『『逐条地方自治法』松本英昭著 学陽書房』等をご参照ください
- 一部事務組合、広域連合に係る手続きについては、地方自治法上、告示の定めはありませんが、住民に周知するためにも告示行為を行うことが望ましいとされています。特に、住民生活に密着する事務については、広報・回覧等により周知徹底を図ることが重要です。

例 1

議案第 号

□□連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり、□□連携協約を△△町と締結することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

連携協約を添付する。

◎◎市長 氏 名

提 案 理 由

□□連携協約を△△町と締結することについて協議したいので、地方自治法第252条の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例2

□□連携協約の締結に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり、□□連携協約を締結することについて協議する。

連携協約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名
△△町長 氏 名

協議書は必枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例3

◎◎市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり、□□連携協約を△△町と締結することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

連携協約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は△△町長） 氏 名

例4

届出日は協議日以降となる。

◎ 総 第 号
△ 総 第 年 月 号
令和

(宛先)

埼玉県知事

◎◎市長 氏 名
△△町長 氏 名

連携協約の締結について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、連携協約を締結したので、同条第2項の規定により下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 連携協約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

連携協約を締結した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例5

議案第 号

□□連携協約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、□□連携協約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

連携協約を添付する。

◎◎市長 氏 名

□□連携協約の一部を変更する連携協約

□□連携協約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

この連携協約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

□□連携協約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の2第4項の規定により、この案を提出するものである。

例6

□□連携協約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、□□連携協約を以下のとおり変更することについて協議する。

令和 年 月 日提出

連携協約を添付する。

◎◎市長 氏 名
△△町長 氏 名

□□連携協約の一部を変更する連携協約

□□連携協約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

この連携規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例7

◎◎市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、□□連携協約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

連携協約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は△△町長） 氏 名

□□連携協約の一部を変更する連携協約

□□連携協約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

この連携協約は、令和××年××月××日から施行する。

例8

届出日は協議日以降となる。

◎ 総 第 号
△ 総 第 年 月 号
令和

(宛先)
埼玉県知事

◎◎市長 氏 名
△△町長 氏 名

連携協約の変更について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、連携協約を変更したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新連携協約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

連携協約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 9

議案第 号

□□連携協約の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、令和××年××月××日をもって、□□連携協約を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

◎◎市長（又は△△町長） 氏 名

提 案 理 由

□□連携協約を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の2第4項の規定により、この案を提出するものである。

例 10

□□連携協約の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、令和××年××月××日をもって、□□連携協約を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名
△△町長 氏 名

- ・連携協約は不要
- ・協議書は必枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 11

◎◎市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、令和××年××月××日をもって、□□連携協約を廃止することとしたので告示する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は△△町長） 氏 名

例 12

届出日は協議日以降
となる。

◎ 総 第 号
△ 総 第 年 月 日
令和

(宛先)

埼玉県知事

◎◎市長 氏 名

△△町長 氏 名

連携協約の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、□□
連携協約を廃止したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 連携協約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

連携協約を廃止した理由・経緯に
ついて、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわた
る場合は割印を押印のこと）。

例 1 3

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において、別紙の規約により〇〇協議会を設置することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

◎◎市長（又は□□町長） 氏 名

提 案 理 由

◎◎市及び□□町において〇〇協議会を設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例 1 4

〇〇協議会の設置に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において、別紙の規約により〇〇協議会を設置することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名

□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 15

◎◎市（又は□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において、別紙の規約により〇〇協議会を設置することとしたので、同条第2項の規定により告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は□□町長） 氏 名

例 16

届出日は協議日以降となる。

◎ 総 第 号
□ 総 第 年 月 号
令和

(宛先)
埼玉県知事

◎◎市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇協議会の設置について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、◎◎市及び□□町において〇〇協議会を設置したので、同条第2項の規定により下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

協議会を設置した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 17

【従前から協議会に加入している団体の議案】

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇協議会を設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

◎◎市長（又は□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は各団体とも同一とする。

〇〇協議会規約の一部を変更する規約

〇〇協議会規約の一部を次のように変更する。

第●条中「◎◎市」の次に「、△△市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

提 案 理 由

◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものである。

【新たに協議会に加入する団体の議案】

議案第 号

〇〇協議会への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入することについて議決を求める。

規約（全文）を添付する。

令和 年 月 日提出

△△市長 氏 名

提 案 理 由

◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものである。

例 18

〇〇協議会を設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

〇〇協議会規約の一部を変更する規約

〇〇協議会規約の一部を次のように変更する。

第●条中「◎◎市」の次に「、△△市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 19

【従前から協議会に加入している団体の告示】

◎◎市（又は□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

◎◎市長（又は□□町長） 氏 名

〇〇協議会規約の一部を変更する規約

〇〇協議会規約の一部を次のように変更する。

第●条中「◎◎市」の次に「、△△市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

【新たに協議会に加入する団体の告示】

△△市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、◎◎市及び□□町において設置する○○協議会に△△市が加入することとしたので告示する。

規約（全文）を添付する。

令和 年 月 日

△△市長 氏 名

例 20

◎ 総 第 号
△ 総 第 第 月
□ 令 和 年 日

届出日は協議日以降となる。

(宛先)
埼玉県知事

◎◎市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇協議会を設置する地方公共団体の数の増加及び
規約の変更について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、◎◎市及び□□町において設置する〇〇協議会に△△市が加入し、同協議会規約を変更したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

協議会を設置する団体の数の増加及び規約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 21

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇協議会を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

◎◎市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

◎◎市、△△市及び□□町において設置する〇〇協議会を廃止することについて協議したので、地方自治法第252条の6の規定により、この案を提出するものである。

規約は不要。

例 22

〇〇協議会の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇協議会を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

◎◎市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

- ・規約は不要。
- ・協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例23

◎◎市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇協議会を廃止することとしたので告示する。

令和 年 月 日

◎◎市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例 24

届出日は協議日以降となる。

◎ 総 第 号
△ 総 第 第 月
□ 令 和 年 日

(宛先)
埼玉県知事

◎◎市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇協議会の廃止について (届出)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の6の規定により、〇〇協議会を廃止したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書 (写)
- 4 議決書 (写)
- 5 告示書 (写)

協議会を廃止した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと (複数枚にわたる場合は割印を押印のこと)。

例25

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町における■■課の共同設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市と△△町において、別紙の規約により■■課を共同設置することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇市と△△町において■■課を共同設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例26

(地方自治法の改正に伴う行政機関等の共同設置に関する質疑応答集
平成23年8月1日付総務省自治行政局市町村体制整備課事務連絡)

※元号を「平成」から「令和」に修正

① 議会事務局の共同設置の規約例

A市B市議会事務局共同設置規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

(共同設置する地方公共団体)

第一条 A市及びB市(以下「関係団体」という。)は、関係団体の議会に関する事務を処理するため、共同して、地方自治法(昭和二十二年法律六十七号)第百三十八条第二項に規定する議会事務局を設置するものとする。

(名称)

第二条 第一条に規定する議会事務局は、A市B市議会事務局(以下「事務局」という。)という。

(事務局の執務場所)

第三条 事務局の執務場所は、A市役所(B市役所)内とする。

【規約で定める関係団体の議会の議長が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、A市(B市)(以下「代表団体」という。)の議会の議長がこれを選任する。

2 事務局の職員の定数は、関係団体の議会の議長の協議により決定する。

3 代表団体の議会の議長は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の議会の議長に通知しなければならない。

4 代表団体の議会の議長は、職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の議会の議長に通知しなければならない。

【関係団体の議会の議長が協議により定めた者について規約で定める関係団体の議会の議長が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、関係団体の議会の議長が協議して定める候補者について、A市(B市)(以下、「代表団体」という。)の議会の議長がこれを選任する。

2 事務局の職員の定数は、関係団体の議会の議長の協議により決定する。

3 代表団体の議会の議長は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の議会の議長に通知しなければならない。

4 職員に欠員が生じたときは、代表団体の議会の議長は、〇日以内に、その旨を関係団体の議会の議長に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 事務局に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期は、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために事務局をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

2 前項の経費は、第七条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(事務局に関する予算)

第七条 事務局に関する予算は、代表団体の特別会計とする。

(事務局に関する決算)

第八条 代表団体の議会の議長は、事務局に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の議会の議長に報告しなければならない。

(事務局に関する関係団体の諸規程)

第九条 議会事務局に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(事務局の職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、事務局の職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、代表団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(事務局の職員の懲戒処分)

第十一条 代表団体の長は、事務局の職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、事務局の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体が協議して定める。

附 則

1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

② 行政機関（保健所）の共同設置の規約例

A県B市保健所共同設置規約

令和〇年〇月〇日
規約第〇号

(共同設置する地方公共団体)

第一条 A県及びB市(以下「関係団体」という。)は、共同して、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項に規定する保健所を設置するものとする。

(名称)

第二条 第一条に規定する保健所は、A県B市保健所(以下「保健所」という。)という。

(保健所の執務場所及び所管区域)

第三条 保健所の執務場所は、A県B市〇町〇番地とする。

2 保健所の所管区域は、B市及びC郡とする。

【規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(保健所長及び職員の選任方法)

第四条 地域保健法第十条の規定に基づく保健所長及び職員は、A県(B市)(以下「代表団体」という。)の長がこれを選任する。

2 保健所の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

4 保健所長及び職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

【関係団体の長が協議により定めた者について規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(保健所長及び職員の選任方法)

第四条 地域保健法第十条の規定に基づく保健所長及び職員は、関係団体の長が協議して定める候補者について、A県(B市)(以下、「代表団体」という。)の長がこれを選任する。

2 保健所の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

4 保健所長及び職員に欠員が生じたときは、代表団体の長は、〇日以内に、その旨を関係団体の長に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 保健所に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期は、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために保健所をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

2 前項の経費は、第七条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(保健所に関する予算)

第七条 保健所に関する予算(当該共同して設置する保健所に関する負担金に係る部分に限る。)は、代表団体の特別会計とする。

(保健所に関する決算)

第八条 代表団体の長は、保健所に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の長に報告しなければならない。

(保健所に関する関係団体の諸規程)

第九条 保健所に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(保健所長及び職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、保健所長及び職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他所長及び職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、関係団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(保健所長及び職員の懲戒免職)

第十一条 代表団体の長は、保健所の所長及び職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、保健所の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体が協議して定める。

附 則

1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

③ 内部組織（税務課）の共同設置の規約例

A市B市税務課共同設置規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

(共同設置する地方公共団体)

第一条 A市及びB市（以下「関係団体」という。）は、共同して、税務課を設置するものとする。

(名称)

第二条 第一条に規定する税務課は、A市B市税務課（以下「税務課」という。）という。

(税務課の執務場所)

第三条 税務課の執務場所は、A市役所（B市役所）内とする。

【規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(税務課職員の選任方法)

第四条 税務課の職員は、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

2 税務課の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

4 税務課の職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

【関係団体の長が協議により定めた者について規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(税務課職員の選任方法)

第四条 税務課の職員は、関係団体の長が協議して定める職員の候補者について、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

2 税務課の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

4 税務課の職員に欠員が生じたときは、代表団体の長は、〇日以内に、その旨を関係団体の長に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 税務課に関する関係団体の負担金の額は、関係団体はその協議により決定しなけ

ればならない。

2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係団体はその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために税務課をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

2 前項の経費は、次条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(税務課に関する予算)

第七条 税務課に関する予算(当該共同して設置する税務課に関する負担金に係る部分に限る。)は、代表団体の特別会計とする。

(税務課に関する決算)

第八条 代表団体の長は、税務課に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の長に報告しなければならない。

(税務課に関する関係団体の諸規程)

第九条 税務課に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(税務課の職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、関係団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(税務課の職員の懲戒免職)

第十一条 代表団体の長は、職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、税務課の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

④ 委員会の事務局（監査委員事務局）の共同設置の規約例

A市B市監査委員事務局共同設置規約

令和〇年〇月〇日

規約第〇号

(共同設置する地方公共団体)

第一条 A市及びB市（以下「関係団体」という。）は、関係団体の監査委員に関する事務を処理するため、共同して、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百条に規定する監査委員事務局を設置するものとする。

(名称)

第二条 第一条に規定する監査委員事務局は、A市B市監査委員事務局（以下「事務局」という。）という。

(事務局の執務場所)

第三条 事務局の執務場所は、A市役所（B市役所）内とする。

【規約で定める関係団体の長が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の代表監査委員がこれを選任する。

2 事務局の職員の定数は、関係団体の代表監査委員の協議により決定する。

3 代表団体の代表監査委員は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。

4 事務局の職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。

【関係団体の代表監査委員が協議により定めた者について規約で定める関係団体の代表監査委員が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、関係団体の代表監査委員が協議して定める職員の候補者について、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の代表監査委員がこれを選任する。

2 事務局の職員の定数は、関係団体の代表監査委員の協議により決定する。

3 代表団体の代表監査委員は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。

4 事務局の職員に欠員が生じたときは、代表団体の代表監査委員は、〇日以内に、その旨を関係団体の代表監査委員に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

る。

(負担金)

第五条 事務局に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために事務局をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

2 前項の経費は、次条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(事務局に関する予算)

第七条 事務局に関する予算は、代表団体の特別会計とする。

(事務局に関する決算)

第八条 代表団体の長は、事務局に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の長に報告しなければならない。

(事務局に関する関係団体の諸規程)

第九条 事務局に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(事務局の職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、事務局の職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、代表団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(事務局の職員の懲戒免職)

第十一条 代表団体の長は、事務局の職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、事務局の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

例27

〇〇市及び△△町における■課の共同設置に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市と△△町において、別紙の規約により■課を共同設置することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

〇〇市長 氏 名

△△町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例28

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市と△△町において、別紙の規約により■■課を共同設置することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

例29

届出日は協議日以降となる。

○ 総 第 号
△ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〇〇市長 氏 名

△△町長 氏 名

〇〇市及び△△町における■■課の共同設置について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、〇〇市と△△町において■■課を共同設置したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

共同設置した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例30

【従前から■■課を共同設置している団体の議案】

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

■■課を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

■■課共同設置規約の一部を変更する規約

■■課共同設置規約の一部を次のように変更する。

第●条中「〇〇市」の次に「、□□市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

提 案 理 由

■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

【新たに■■課の共同設置に加入する団体の議案】

議案第 号

■■課を共同設置する地方公共団体への加入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入することについて議決を求める。

規約（全文）を添付する。

令和 年 月 日提出

□□市長 氏 名

提 案 理 由

■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例 3 1

■■課を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更 に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

〇〇市長 氏 名

□□市長 氏 名

△△町長 氏 名

■■課共同設置規約の一部を変更する規約

■■課共同設置規約の一部を次のように変更する。

第●条中「〇〇市」の次に「、□□市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 3 2

【従前から■■課を共同設置している団体の告示】

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を以下のとおり変更することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

■■課共同設置規約の一部を変更する規約

■■課共同設置規約の一部を次のように変更する。

第●条中「〇〇市」の次に「、□□市」を加える。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

数の増加により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

【新たに■■課を共同設置に加入している団体の告示】

□□市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

規約（全文）を添付する。

令和 年 月 日

□□市長 氏 名

例 3 3

○ 総 第 号
□ 総 第 第 号
△ 令 年 月 日

届出日は協議日以降となる。

(宛先)
埼 玉 県 知 事

〇〇市長 氏 名
□□市長 氏 名
△△町長 氏 名

■■課を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更
について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日から、■■課を共同設置する地方公共団体に□□市が加入し、■■課共同設置規約を変更したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

共同設置する団体の数の増加及び規約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 34

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

■■課の共同設置の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は□□市長、△△町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

規約は不要。

例35

■■課の共同設置の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

〇〇市長 氏 名

□□市長 氏 名

△△町長 氏 名

- ・ 規約は不要。
- ・ 協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例36

〇〇市（又は□□市、△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は□□市長、△△町長） 氏 名

例37

届出日は協議日以降となる。

○ 総 第 号
□ 総 第 第 月
△ 総 第 第 日
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〇〇市長 氏 名
□□市長 氏 名
△△町長 氏 名

■■課の共同設置の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市、□□市及び△△町における■■課の共同設置を廃止したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

共同設置を廃止した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例 38

【事務を委託する団体の議案】

議案第 号

〇〇市及び△△町における■ ■に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■ ■に関する事務を〇〇市に委託することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

△△町長 氏 名

提 案 理 由

△△町の■ ■に関する事務を〇〇市に委託することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

【事務を受託する団体の議案】

議案第 号

〇〇市及び△△町における■●に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■●に関する事務を受託することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

〇〇市長 氏 名

提 案 理 由

△△町の■●に関する事務を受託することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例 39

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市に委託することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名
〇〇市長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 40

【事務を委託する団体の告示】

△△町 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市に委託することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

【事務を受託する団体の告示】

〇〇市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を受託することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

規約を添付する。

〇〇市長 氏 名

例 4 1

届出日は協議日以降
となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市に委託したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

事務を委託した理由・経緯について、
わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる
場合は割印を押印のこと）。

例 4 2

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日から、△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

△△町が〇〇市に委託する■■■事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

【注意】

議決から届出までの手続を要するものとして、地方自治法第252条の14第2項では、協議会の場合等と異なり、「規約の変更」ではなく「委託した事務の変更」と規定している。ただし、運用は同様にすべきとの見解も示されているため、本書式例では「規約の変更」を含めている。このため、経費の支弁の方法の変更など「規約の変更」のみを行う場合であっても、議決から届出までの手続を行うこととしている。

※ 「最新地方自治法講座9 国と地方及び地方公共団体相互の関係」（ぎょうせい）P228参照

例 4 3

△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日から、△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。
第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

【注意】

議決から届出までの手続を要するものとして、地方自治法第252条の14第2項では、協議会の場合等と異なり、「規約の変更」ではなく「委託した事務の変更」と規定している。ただし、運用は同様にすべきとの見解も示されているため、本書式例では「規約の変更」を含めている。このため、経費の支弁の方法の変更など「規約の変更」のみを行う場合であっても、議決から届出までの手続を行うこととしている。

※ 「最新地方自治法講座9 国と地方及び地方公共団体相互の関係」（ぎょうせい）P228参照

例 4 4

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日から、△△町が〇〇市に委託する■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■に関する事務の委託に関する規約を以下のとおり変更することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

〇〇市及び△△町の■■に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

例 45

届出日は協議日以降となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務の変更について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、△△町が〇〇市に委託する■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の委託に関する規約を変更したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

事務を変更し、併せて規約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

【注意】

議決から届出までの手続を要するものとして、地方自治法第252条の14第2項では、協議会の場合等と異なり、「規約の変更」ではなく「委託した事務の変更」と規定している。ただし、運用は同様にすべきとの見解も示されているため、本書式例では「規約の変更」を含めている。このため、経費の支弁の方法の変更など「規約の変更」のみを行う場合であっても、議決から届出までの手続を行うこととしている。

※ 「最新地方自治法講座9 国と地方及び地方公共団体相互の関係」（ぎょうせい）P228参照

例46

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町における■■に関する事務の委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■に関する事務の委託を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇市及び△△町における■■に関する事務の委託を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

規約は不要。

例 47

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託の廃止に係る協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

- ・ 規約は不要。
- ・ 協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 48

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託を廃止することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

例 49

届出日は協議日以降となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の委託を廃止したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

事務の委託を廃止した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例50

【代替執行を求める団体の議案】

議案第 号

〇〇市及び△△町における■●に関する事務の代替執行について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■●に関する事務を〇〇市が代替執行することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

△△町長 氏 名

提 案 理 由

△△町の■●に関する事務を〇〇市が代替執行することについて協議したいので、地方自治法第252条の16の2第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

【代替執行する団体の議案】

議案第 号

〇〇市及び△△町における■●に関する事務の代替執行について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■●に関する事務を代替執行することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

〇〇市長 氏 名

提 案 理 由

△△町の■●に関する事務を代替執行することについて協議したいので、地方自治法第252条の16の2第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例51

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和
××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市が代替執
行することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名
〇〇市長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例52

【代替執行を求める団体の告示】

△△町 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を〇〇市が代替執行することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

【代替執行する団体の告示】

〇〇市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、令和
××年××月××日から、別紙の規約により、△△町の■■■に関する事務を代替執行するこ
ととしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示す
る。

規約を添付する。

令和 年 月 日

〇〇市長 氏 名

例53

届出日は協議日以降となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町における■■に関する事務の代替執行について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第1項の規定により、△△町の■■に関する事務を〇〇市が代替執行することになりましたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

事務を代替執行することになった理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例54

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

◎

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務の変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の16の2第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

例55

〇〇市が代替執行する△△町における■ ■に関する事務の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市が代替執行する△△町における■ ■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■ ■に関する事務の代替執行に関する規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町の■ ■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■ ■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例56

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約を以下のとおり変更することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を変更する規約

〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約の一部を次のように変更する。

第●条第◎項を次のように改める。

◎

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

例57

届出日は協議日以降となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務の変更について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、〇〇市が代替執行する△△町における■■■に関する事務を変更し、〇〇市及び△△町の■■■に関する事務の代替執行に関する規約を変更したので同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- 6 告示書（写）

事務を変更し、併せて規約を変更した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

例58

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行を廃止することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行を廃止することについて協議したので、地方自治法第252条の16の2第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

規約は不要。

例59

〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行の廃止に係る協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行を廃止することについて協議する。

令和 年 月 日

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

- ・ 規約は不要。
- ・ 協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例60

〇〇市（又は△△町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇市及び△△町における■■■に関する事務の代替執行を廃止することとしたので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、告示する。

令和 年 月 日

〇〇市長（又は△△町長） 氏 名

例 6 1

届出日は協議日以降
となる。

△ 総 第 号
○ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

△△町長 氏 名

〇〇市長 氏 名

〇〇市及び△△町における■ ■に関する事務の代替執行の廃止について（届出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16の2第2項の規定により、〇〇市及び△△町における■ ■に関する事務の代替執行を廃止したので、同条第3項において準用する第252条の2の2第2項の規定により、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- 5 告示書（写）

事務の代替執行を廃止した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印のこと）。

例62

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇組合の設立について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇組合を設立することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を共同処理するため、〇〇組合を設立することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

【規約（一部事務組合）】

（『一部事務組合のしくみとその運用』昭和52年4月市町村自治研究会編 から）

※元号を「平成」から「令和」に修正

① ○○市外2町1村○○組合の規約例

○○市外2町1村○○組合格約

令和○年○月○日

規約第○号

第1章 総 則

（組合の名称）

第1条 この組合は、○○市外2町1村○○組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、○○市、○○町、○○町及び○○村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、○○に関する事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、○○に置く。

第2章 組合の議会

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、○人とし、関係市町村の定数は次のとおりとする。

○○市 ○人

○○町 ○人

○○町 ○人

○○村 ○人

（組合議員の選挙）

第6条 組合の議会の議員は、関係市町村の議会において選挙権を有する者の中から選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、○年とする。

2 補欠議員は、前任者の残任期間在任する。

第3章 組合の執行機関

(管理者)

第8条 組合に、管理者、副管理者各1人を置く。

2 管理者、副管理者の任期は、〇年とする。

3 第1項に定める者を除く外、会計管理者その他の職員を置き、その定数は、条例で定める。

(執行機関の選任)

第9条 管理者は、関係市町村の長の互選により、組合の議会の同意を得て選任する。

2 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 会計管理者その他の職員は、管理者が任免する。

(組合の監査委員)

第10条 組合に監査委員〇人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ〇人を選任する。

3 監査委員の任期は、〇年とする。但し、組合議員のうちから選任された委員にあっては組合議員でなくなったときはその職を失う。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、その〇分の〇を〇〇により、関係市町村に分賦する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

② ○○複合事務組合の規約例

○○複合事務組合規約

令和○年○月○日

規約第○号

(組合の名称)

第1条 この組合は、○○複合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、○○市、○○町及び○○村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町村
1 ○○に関する事務	○○市、○○町、○○村
2 ○○に関する事務	○○市、○○町
3 ○○に関する事務	○○市、○○村
.....
6 ○○に関する事務	○○町、○○村

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、○○に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は○人とし、関係市町村の議会において、議員の中から、○○市にあっては○人を、○○町にあっては○人を、○○村にあっては○人を、それぞれ選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町村の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

3 組合議員の任期は、当該関係市町村の議員の任期による。但し、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別議決)

第6条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの事件については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

(理事会)

第7条 組合に理事会を置く。

- 2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。
- 3 理事の任期は、当該関係市町村の長の任期とする。
- 4 組合に代表理事を置く。
- 5 代表理事は、理事が互選する。
- 6 代表理事は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。
- 7 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(会計管理者)

第8条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は理事会が任免する。

(監査委員)

第9条 組合に監査委員〇人を置く。

- 2 監査委員は、理事会が組合議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちから選任する。この場合において、組合議員のうちから選任する監査委員の数は〇人とする。
- 3 監査委員の任期は、知識経験を有する者にあつては〇年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。

但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(事務局)

第10条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会が任免する。
- 4 事務局長その他の定数は、条例で定める。

(経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金の総額及び関係市町村の負担すべき額は、理事会が組合議会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、〇〇県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、令和 年 月 日をもって解散する〇〇一部事務組合の事務を承継する。

例64

〇〇組合の設立に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇組合を設立することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例65

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

許可申請日は協議日以降とする。

(宛先)

埼玉県知事

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合の設立の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇組合を設立したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- (5) 参考資料)

一部事務組合を設立する理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

許可にあたり参考資料を求める場合がある。

例66

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇組合を設立することとしたので告示する。

令和 年 月 日

規約を添付する。

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例67

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・財産処分の議案（例83）と一つの議案にすることも可能。

〇〇組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇組合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同組合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

提 案 理 由

〇〇組合で共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

例68

〇〇組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇組合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同組合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例69

許可申請日は協議日以降とする。

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、組合管理者名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、〇〇組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約を変更したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- (6 参考資料)

事務の変更及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

許可にあたり参考資料を求める場合がある。

例 70

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日から、○○組合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同組合同規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

○○組合同規約の一部を変更する規約

○○組合同規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

例 7 1

【引き続き組合を構成する団体の議案】

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・必要に応じて財産処分（例 8 3）を行う。
・財産処分の議案と一つの議案とすることも可能。

〇〇組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日をもって、〇〇組合から △△市が脱退し、同組合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は□□町長） 氏 名

変更規約及び財産処分の部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。
第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和 × × 年 × × 月 × × 日から施行する。

提 案 理 由

〇〇組合から △△市が脱退し、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。

【組合から脱退する団体の議案】

議案第 号

- ・必要に応じて財産処分（例 8 3）を行う。
- ・財産処分の議案と一つにすることも可能。

〇〇組合からの脱退について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日をもって、〇〇組合から △△市が脱退することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

△△市長 氏 名

提 案 理 由

〇〇組合から △△市が脱退することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。

例72

- ・必要に応じて財産処分（例84）を行う。
- ・財産処分の協議書と一つの協議書とすることも可能

〇〇組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇組合から△△市が脱退し、同組合理約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合理約の一部を変更する規約

〇〇組合理約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。

第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例73

許可申請日は協議日以降とする。

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、組合管理者名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、〇〇組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組合の規約を変更したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- (6) 参考資料

構成団体の数の減少及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

・ 原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

・ 許可にあたり参考資料を求める場合がある。
・ 財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する（財産処分は許可の対象ではないが、審査の対象にはなるため）。

例74

【引き続き組合を構成する団体の告示】

●●市（又は□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、○○組合から△△市が脱退し、同組合同規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

別紙としてもよい

令和 年 月 日

●●市長（又は□□町長） 氏 名

○○組合同規約の一部を変更する規約

○○組合同規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。

第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

【組合から脱退する団体の告示】

△△市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇組合から△△市が脱退することとしたので告示する。

令和 年 月 日

△△市長 氏 名

例 75

議案第 号

・規約変更が「組合の名称」「事務所の位置」「経費の支弁の方法」のみの場合の根拠条文

〇〇組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和××年××月××日から、同組合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

別紙としてもよい。

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

〇〇組合の事務所が移転することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

例76

〇〇組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和××年××月××日から、同組合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 77

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和××年××月××日から、同組合規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

〇〇組合規約の一部を変更する規約

〇〇組合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。
第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

例 78

届出日は協議日以降とする。

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

構成団体の長の連名に代え、組合管理者名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇組合の規約の変更について (届出)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 286 条第 2 項の規定により、〇〇組合の規約を変更したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書 (写)
- 5 議決書 (写)
- (6 参考資料)

規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと (複数枚にわたる場合は割印を押印すること)。

例79

議案第 号

- ・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
- ・組合が財産を所有している場合、必ず財産処分を行う。
- ・財産処分の議案（例83）と一つの議案とすることも可能。

〇〇組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇組合を解散することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇組合を解散することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

例 80

- ・組合が財産を所有している場合、必ず財産処分を行う。
- ・財産処分の協議書（例 84）と一つの協議書とすることも可能。

〇〇組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日をもって、〇〇組合を解散することについて協議する。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 8 1

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和××年××月××日をもって、○○組合を解散することとしたので告示する。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例 82

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

届出日は協議日以降とする。

(宛先)

埼玉県知事

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

組合の解散では一般的に財産処分を伴うが、表題には含まなくてよい。

〇〇組合の解散について (届出)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第288条の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇組合を解散することとしたので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書 (写)
- 4 議決書 (写)
- (5) 参考資料

組合を解散した理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと (複数枚にわたる場合は割印を押印すること)。

・届出にあたり参考資料を求める場合がある。
・財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する。

例 83

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・構成団体の増減、共同処理する事務の変更又は組合の解散において、財産処分を伴う場合に必要

〇〇組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和××年××月××日をもって解散する〇〇組合の財産処分を以下のとおり定めることについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

財産処分の部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇組合の財産処分を次のとおり定める。

△△市に承継する財産

- 1 土地
 - 所在、地番、地目、地積等
- 2 建物
 - 区分、面積等
- 3 物品
 - 区分、数量等

・
・
・

提 案 理 由

〇〇組合の解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

例84

構成団体の増減、共同処理する事務の変更又は組合を解散する場合において、財産処分を必要とするときに行う。

〇〇組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和××年××月××日をもって解散する〇〇組合の財産処分を以下のとおり定めることについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

〇〇組合の財産処分を次のとおり定める。

△△市に承継する財産

1 土地

所在、地番、地目、地積等

2 建物

区分、面積等

3 物品

区分、数量等

・
・
・

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所有しておくことが望ましい。

例85

議案第 号

議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合の設立について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇広域連合を設立することについて議決を求める。

規約を添付する。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、〇〇広域連合を設立することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

例 86

〇〇広域連合の設立に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、別紙のとおり規約を定め、〇〇広域連合を設立することについて協議する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 87

許可申請日は協議日以降とする。

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合の設立の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇広域連合を設立したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- (5) 参考資料)

広域連合を設立する理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

許可にあたり参考資料を求める場合がある。

例 88

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、令和××年××月××日から、●●市、△△市及び□□町の◎◎に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、別紙のとおり規約を定め、○○広域連合を設立することとしたので告示する。

規約を添付する。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例 89

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・財産処分の議案（例 105）と一つの議案にすることも可能。

〇〇広域連合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日から、〇〇広域連合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第 3 号の次に次の一号を加える。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和 × × 年 × × 月 × × 日から施行する。

提 案 理 由

〇〇広域連合で共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、この案を提出するものである。

例 90

〇〇広域連合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇広域連合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 9 1

許可申請日は協議日以降とする。

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

構成団体の長の連名に代え、広域連合の長名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合の共同処理する事務の変更及び規約の変更の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日から、〇〇広域連合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を以下のとおり変更したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- (6 参考資料)

事務の変更及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

許可にあたり参考資料を求める場合がある。

例 92

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日から、○○広域連合の共同処理する事務に◆◆に関する事務を加え、同広域連合規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

○○広域連合規約の一部を変更する規約

○○広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中第3号の次に次の一号を加える。

4 ◆◆に関する事務

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

事務の変更により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

例 93

【引き続き広域連合を構成する団体の議案】

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・財産処分の議案（例 105）と一つの議案にすることも可能。

〇〇広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退し、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。

第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する

提 案 理 由

〇〇広域連合から△△市が脱退し、同広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

【広域連合から脱退する団体の議案】

議案第 号

- ・必要に応じて財産処分（例 105）を行う。
- ・財産処分の議案と一つにすることも可能。

〇〇広域連合からの脱退について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

△△市長 氏 名

提 案 理 由

〇〇広域連合から△△市が脱退することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

例 9 4

- ・必要に応じて財産処分（例 1 0 6）を行う。
- ・財産処分の協議書と一つの協議書とすることも可能

〇〇広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、令和 × × 年 × × 月 × × 日をもって、〇〇広域連合から △△市が脱退し、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第 ■ 条中「、△△市」を削る。
第 ■ 条第 ■ 項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和 × × 年 × × 月 × × 日から施行する

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例95

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

許可申請日は協議日以降とする。

(宛先)
埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、広域連合の長名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退し、同広域連合規約を変更したいので、下記書類を添えて申請します。

記

構成団体の数の減少及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書（写）
- 5 議決書（写）
- (6 参考資料)

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

・許可にあたり参考資料を求める場合がある。
・財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する。（財産処分は許可の対象ではないが、審査の対象となるため）

例96

【引き続き広域連合を構成する団体の告示】

●●市（又は□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退し、同広域連合規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

別紙としてもよい

令和 年 月 日

●●市長（又は□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「、△△市」を削る。

第■条第■項中「◇人」を「◆人」に改める。

構成団体の数の減少により影響を受ける規約中の他の関連条文もすべて変更する。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する

【広域連合から脱退する団体の告示】

△△市 告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合から△△市が脱退することとしたので告示する。

令和 年 月 日

△△市長 氏 名

例 97

議案第 号

・規約変更が「広域連合の名称」「事務所の位置」「経費の支弁の方法」のみの場合の根拠条文

〇〇広域連合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、令和××年××月××日から、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

提 案 理 由

〇〇広域連合の事務所が移転することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

例 98

〇〇広域連合の規約変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、令和××年××月××日から、同広域連合規約を以下のとおり変更することについて協議する。

別紙としてもよい

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。
第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例 99

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、令和××年××月××日から、同広域連合規約を以下のとおり変更することとしたので告示する。

令和 年 月 日

別紙としてもよい。

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

変更規約部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合規約の一部を変更する規約

〇〇広域連合規約（平成・・年指令地第・・・号）の一部を次のように変更する。

第■条中「〇〇〇〇」を「△△△△」に改める。

附 則

この規約は、令和××年××月××日から施行する。

例 100

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

届出日は協議日以降とする。

(宛先)
埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、広域連合長名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合の規約変更について (届出)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3第3項の規定により、令和××年××月××日から、同広域連合規約を変更したので、下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 届出理由 別紙理由書のとおり
- 2 新規約
- 3 新旧対照表
- 4 協議書 (写)
- 5 議決書 (写)
- (6 参考資料)

事務の変更及び規約の変更をする理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと (複数枚にわたる場合は割印を押印すること)。

・届出にあたり参考資料を求める場合がある。
・財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する。

例 101

議案第 号

- ・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
- ・広域連合が財産を所有している場合、必ず財産処分を行う。
- ・財産処分の議案（例105）と一つの議案とすることも可能。

〇〇広域連合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の10第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合を解散することについて議決を求める。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

提 案 理 由

〇〇広域連合を解散することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

例 102

〇〇広域連合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の10第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合を解散することについて協議する。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。

例103

● 総 第 号
△ 総 第 号
□ 総 第 号
令和 年 月 日

許可申請日は協議日以降とする。

(宛先)
埼玉県知事

構成団体の長の連名に代え、広域連合の長名で申請してもよい

●●市長 氏 名
△△市長 氏 名
□□町長 氏 名

〇〇広域連合の解散の許可について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の10第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、〇〇広域連合を解散したいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請理由 別紙理由書のとおり
- 2 規約
- 3 協議書（写）
- 4 議決書（写）
- (5) 参考資料)

広域連合を解散する理由・経緯について、わかりやすく記載する。

原本証明を付すこと（複数枚にわたる場合は割印を押印すること）。

・許可にあたり参考資料を求める場合がある。
・財産処分に関する協議を行った場合は、参考資料として財産処分に関する資料を添付する。

例 104

●●市（又は△△市、□□町）告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の10第1項の規定により、令和××年××月××日をもって、○○広域連合を解散することとしたので告示する。

令和 年 月 日

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

例105

議案第 号

・議案の書式・文言は、原則として、各団体とも同一とする。
・構成団体の増減、共同処理する事務の変更又は広域連合の解散において、財産処分を伴う場合に必要

〇〇広域連合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の13において準用される第289条の規定により、令和××年××月××日をもって解散する〇〇広域連合の財産処分を以下のとおり定めることについて議決を求める。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日提出

●●市長（又は△△市長、□□町長） 氏 名

財産処分の部分の書式・文言は、各団体とも同一とする。

〇〇広域連合の財産処分を次のとおり定める。

△△市に承継する財産

- 1 土地
 所在、地番、地目、地積等
- 2 建物
 区分、面積等
- 3 物品
 区分、数量等
- ・
- ・
- ・

提 案 理 由

〇〇広域連合の解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第291条の1の規定により、この案を提出するものである。

例106

構成団体の増減、共同処理する事務の変更又は広域連合を解散する場合において、財産処分を必要とするときに行う。

〇〇広域連合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の13において準用される第289条の規定により、令和××年××月××日をもって解散する〇〇広域連合の財産処分を以下のとおり定めることについて協議する。

別紙としてもよい。

令和 年 月 日

●●市長 氏 名

△△市長 氏 名

□□町長 氏 名

〇〇広域連合の財産処分を次のとおり定める。

△△市に承継する財産

1 土地

所在、地番、地目、地積等

2 建物

区分、面積等

3 物品

区分、数量等

・
・
・

協議書は必要枚数を作成するか写しを作成してそれぞれ所持しておくことが望ましい。